

<参考> 東京都選定歴史的建造物について

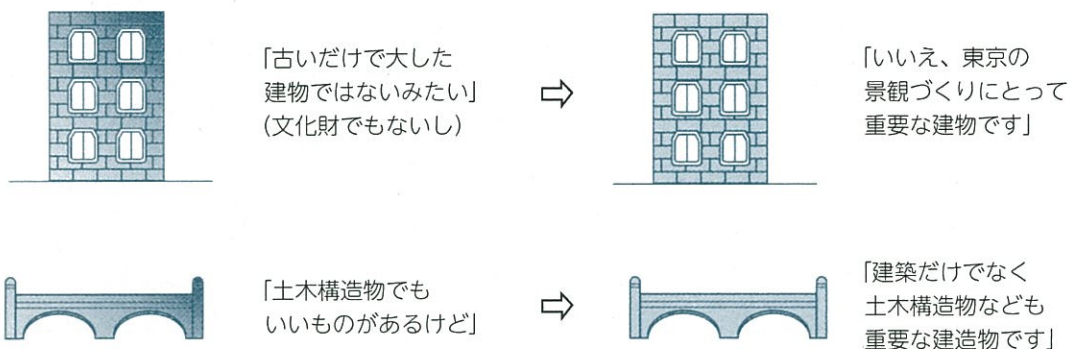
東京都選定歴史的建造物

歴史的な価値を有する建造物のうち、景観上重要なものとして、東京都景観条例に基づき、知事が選定したものです。ただし、文化財は除かれます。

* 東京都景観条例

東京の自然を生かし、歴史と文化を継承し、地域の個性と多様な魅力を発展させるために、景観づくりに関する必要な事項を定めて、景観づくりを総合的・計画的に進めることを目的とし、平成9年（1997年）12月に制定されました。

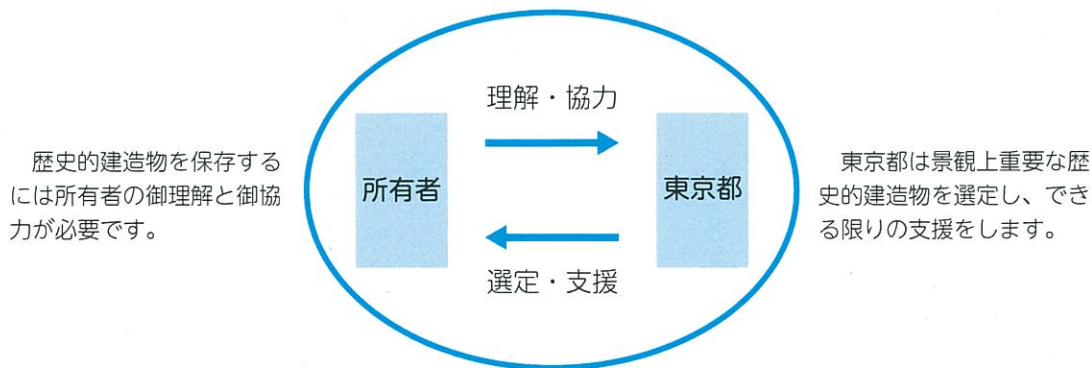
（平成18年（2006年）10月全部改正）



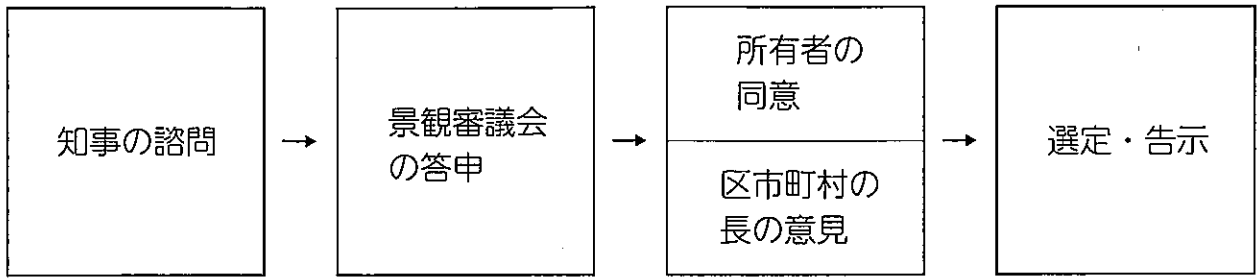
基本的な考え方

所有者の御事情を考慮し、緩やかに保存し、景観づくりの中で活用していくという考え方です。規制という考え方ではなく、所有者と東京都との信頼関係に基づくものです。

* 「東京都選定歴史的建造物」の仕組み



「東京都選定歴史的建造物」に選定されるまで



東京都選定歴史的建造物とすべき建造物について、景観審議会に対し調査審議をお願いします。

景観審議会が東京都選定歴史的建造物とすべき建造物について調査審議し、選定候補となる建築物を報告します。

この制度に御協力いただける場合は、同意をいただきます。区市町村の長からは意見を聴きます。

知事が、手続きが完了したものを選定し、告示（東京都公報に登載）します。

選定基準

- 1 歴史的な価値を有する建造物で、原則として建設後50年を経過しているものです。
- 2 東京都の景観づくりにおいて重要なものです。
 - ① 地域の歴史的景観を特徴づけていること
 - ② 地域のランドマークとしての役割を果たしていること
 - ③ 都民となじみが深く、地域のイメージの核となっていること
- 3 できるだけ建設当時の状態で保存されているものです。
- 4 外観が容易に確認できる（外から見える）ものです。

※ 「東京の景観づくりにおいて重要なもの」

基準	地域の歴史的景観を特徴づけていること	地域のランドマークとしての役割を果たしていること	都民となじみが深く地域のイメージの核となっていること
例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京の風格ある景観を構成している ○ 立地する場所と関連が深く一体的な景観を構成している ○ 建設された時代・類型に特色があり特徴ある景観を構成している 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大通り・角地・広大な敷地に存在している ○ 周囲に比して規模が大きい ○ 特徴的なデザインが際だっている <p style="text-align: center;">(以上の条件を複数満たしている)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活の中で広く都民に利用されている ○ 絵画・写真・映画・文学等でその存在が引用されている ○ その他、人々に親しまれ、都民の関心が高い